令和２年度

事　業　計　画　書

社会福祉法人 広野町社会福祉協議会

本協議会の理念

１　利用者本位のサービス

　　（本協議会の使命）

　本協議会は、関係機関と連携を図り福祉サービスを必要とする住民に対し、必要な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉を目的とする各種団体の健全な発達を図るための協力・支援等を行う役割を果たしております。

　この役割を認識し利用者の満足が得られるよう組織・体制の強化を図り、きめ細かなサービスに努めより信頼される協議会を築き高齢者及び障害をもつ人達が、住みやすく生きがいのもてる町づくりに貢献します。

２　明るく活力ある職場づくり

　　（職員の行動指針）

　職員は、常に自己啓発に努め、職場研修の充実と相まって自らの視野を広げ、想像力を養成するとともに技術・技能向上を図り、その能力を最大限に発揮することが必要です。

　さらに一人ひとりがより良いコミュニケーションに努め、相互間の信頼を高め、自ら安全に徹し「一隅を照らす」との先人の教えをモットーに行動し、明るく活力ある職場づくりを目指します。

令和2年度事業計画

Ｉ　基本方針

　　私たちを取り巻く環境は、少子高齢化並びに核家族化が進み、地域でのつながりが希薄化し高齢者の生活困窮やひきこもり問題など、課題はより多様化・複雑化しています。そして当社会福祉協議会においては地域での生活支援、住民の権利擁護に向けた取り組み等、様々な課題を抱えた方々への支援体制の充実が求められています。また、地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握し解決を図る仕組み作りや総合相談体制の構築を目指しています。そして、社会福祉協議会としての専門性を発揮し誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

また、東日本大震災から９年が経過し殆どの町民は帰還されましたが、自立に向けた支援及び新たなコミュニティづくりの支援はますます重要となってきており、当社会福祉協議会においてはそれらの解決に向けて地域住民や関係機関と更なる連携強化を図り、地域福祉の向上に取り組んでまいります。

１　重点計画

　　広野町内で安心して生活ができるよう支援を実施する。

　　① 生活支援相談員事業（町内帰町者と相談し各種関係機関へ連絡調整することにより生活上の不安解決を図る。また町内の地域

コミュニティの再構築に向けた交流事業（サロン）を地域の集会所を活用し実施する。）

② 広野町民生委員との更なる連携強化・情報の共有を図り支援体制の構築を図る。

　　③ 広野町・高野病院・馬場医院との更なる連携強化を図り「福祉のまちづくり」の実現を目指す。

④ 職員の質の向上を図り、コミュニティワークの専門性を持った教育・研修強化を図る

２　自主財源の確保対策について

　　非営利法人である本会の財源は、会員会費のみと云わざるを得ない状況にあります。

　　しかしながら個人会員については、町内大半の世帯が加入する現状からこれ以上の増加を図る事は不可能な状況にあります。ただし、このような状況下にあっても、特別会員としての趣意に理解を示される方を求めるのは可能と思われるので、役職員等関係者に、なお一層の努力を求め自主財源の確保を図る。

　３　各種募金活動について

　　日赤義援金・共同募金・歳末助け合い募金等については役職員・行政区の協力をお願いし、なお一層の確保に努め、また広報誌等を活用し募金の目的や使途を周知し町民の協力が得られるよう努めます。

Ⅱ　指定居宅事業及び受託事業

　１　指定居宅サービス事業

　（１）居宅介護支援事業（介護支援専門員「ケアマネージャー」がケアプランを作成する）

　（２）通所介護事業（デイサービスセンターを利用する事業）

　（３）訪問介護事業（ホームヘルパー訪問による身体介護・生活援助を提供する事業・障害福祉サービス事業に伴う居宅介護支援）

　（４）地域包括支援センター設置経営事業（公正・中立の立場から地域における総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントの実施）

　　以上、指定を受けたそれぞれの事業の介護保険の報酬と利用料で自主財源の確保を図りながら事業運営に努める。

２　受託事業の推進

　　（１）老人福祉センター財産管理事業

　　　　福祉センターは、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等老人福祉の振興を図り、日常動作訓練から趣味活動の生きがいのあるサービスを提供します。指定管理者は、管理業務の遂行にあたり老人福祉センターの設置目的を充分に理解し、利用者が平等に安心して利用できる施設の管理をするとともに適正な運営に努めます。

（２）広桜荘管理事業

　　　　広野町広桜荘は、在宅の虚弱老人及び寝たきり老人等に対し、福祉の増進と自立を図るとともに、高齢者の通所により各種のサービスを提供し、その家族の負担軽減を図ります。指定管理者は、管理業務の遂行にあたり広桜荘の設置目的を十分に理解し、利用者が平等に安心して利用できるよう施設の適正な施設運営に努めます。

　　（３）生きがい事業（ミニデイ）

　　　おおむね65歳以上の高齢者に対し、生きがいと社会参加を促進するとともに要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、日常動作

訓練から趣味活動等生きがいのあるサービスを提供いたします。

　　（４）老人クラブ指導事務事業

　　　　近年、特に少子高齢化社会が進む中、老人クラブ会員数の減少問題があり、このことは全国的な傾向となっています。広野町老人クラブ連合会においては若手委員会を設置しグランドゴルフやパークゴルフなどの新たな事業を展開し、今後の老人クラブを担う若手会員募集、育成に努め、各単位クラブはもちろん連合会との連携を密にして、会員増強を図るための指導、努力に努めてまいります。

　　（５）自立支援ホームヘルプサービス事業

　　　　要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、自立支援ホームヘルプサービスを提供することにより、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後の生活が送れるよう支援いたします。

(６) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

町内の寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、身体障害者等に寝具類の洗濯消毒サービスを提供し、快適な生活の支援をする。

（７）配食サービス事業

　　　一人暮らし高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き日常生活をしていくために定期的に居宅に訪問して栄養のバランスの摂れた食事を提供することによって、高齢者の健康維持増進を図ります。

（８）外出支援サービス事業

　　　　一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対して、町内・楢葉町内・富岡町内・いわき市内の医療機関等への外出支援サービスを提供することにより保健福祉の向上を図ります。

　　（９）軽度生活援助サービス事業

　　　　要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、軽易な日常生活上のサービスを提供することにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き日常生活をしていくことを支援し、高齢者の保健福祉の向上を図ります。

　（10）ボランティア事業

　　　　広野町におけるボランティア活動を推進するため、様々な機会を通してボランティア活動に対する町民の関心を高め、ボランティアに関するニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことにより、誰もがいつでもボランティア活動に参加できる体制の整備に努めてまいります。

　　（11）生きがい活動支援通所事業

　　　　介護保険の対象外の65歳以上で要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所等によりサービスを提供いたします。

　（12）地域包括支援センター設置経営事業

　　　　公正中立の立場から、要援護高齢者又は要介護になるおそれのある高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護予防ケアマネジメントの実施及び介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう町と連携を図りながら事業の向上に努めます。

　　（13）生活支援相談員事業

　　　　避難町民や帰町者への様々な心配ごとや相談ごとを傾聴し、各種関係機関へ連絡調整することにより生活上の様々な不安解消を図り、また各集会所等でのサロン活動を展開し孤独死や引きこもりを防止し、生きがい作りのサポートを実施いたします。

実施要綱

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本方針 | 目標 | 実施内容 |
| １ 組織体制の強化 | (１) 諸規程等の改正 | (１) 諸規程等について必要により見直し及び改正をする。(２) 認可申請・登記変更等の速やかな対処に努める。 |
| (２) 自主財源確保の強化 | (１) 一般会員の全戸加入に努める。(２) 特別会員の加入を促進する。(３) 会員についての実態調査の実施。(４) 会費の使途についての理解に努める。 |
| (３) 職員の資質の向上 | (１) ミーティング等を利用し職員相互の業務に対する連携を図る。(２) 年間研修計画の策定及び効果的な研修の実施。(３) 資格・技術等習得講習会への参加推進。 |
| (４) 情報の提供・調査広報啓発 | (１) 本協議会の事業に対し、理解と協力を求めるため広報誌「ひろの社協だより」の発行。(２) 福祉サービスの情報の提供(３) 福祉に対するニーズの調査の実施。(４) 広野町民生児童委員会との同行訪問及び情報交換 |
| ２ 介護保険及び障害福祉サービスの的確効率的な実施 | (１) 訪問介護サービスの充実 | (１) ホームヘルパー派遣事業を計画的に実施する。(２) 利用者の希望が尊重された介護サービスの提供をする。(３) 登録ヘルパー等を導入し人員確保に努め、より良い介護サービスの提供をする。(４) 計画の見直し及び利用者の利用状況の把握。(５) 介護技術の向上に努める。(６) 関係機関との連携を図り利用者本位のサービスの提供をする。 |
| (2) 居宅介護支援事業 | (１) 要介護者に対するケアプランの作成。(２) 関係機関との連携を図る。(３) 質の高い居宅介護支援の提供。(４) 要介護認定調査（訪問調査）の充実を図る。 |
| 基本方針 | 目標 | 実施内容 |
| ２ 介護保険及び障害福祉サービスの的確効率的な実施 | (3) 通所介護事業 | (１) ケアプランに基づくサービスの提供。(２) デイサービスセンター利用のＰＲに努める。(３) 介護保険報酬による財源確保。(４) 利用者に対する機能訓練指導等を行う。 |
| (4) 地域包括支援センター設置運営事業 | (１) 介護予防スクリーニングの実施。(２) 要支援・要介護になるおそれの高い者に介護予防サービスを提供する。(３) 介護予防ケアマネジメント事業の実施。(４) 総合相談支援事業の実施。 |
| (5居宅介護事業 | （１）障がい者に対しホームヘルパー派遣し、その方が在宅で生活が送れるよう支援する。（２）介護技術の向上に努める。（３）関係機関との連携を図り利用者本位のサービスの提供をする。 |
| ３ 受託業務等の的確効率的な実施 | (１) 生きがい活動の推進 | 【生きがい活動支援通所・生きがいミニデイ事業】　１．介護予防事業を計画的に実施する。　　(１) 65歳以上の高齢者を対象とする。　２．介護予防教室及び講習会を実施。　３．日常動作訓練・趣味活動の支援。　　(１) 屋内外でのレクリエーション　　(２) 身体的機能維持を考慮したゲーム　　(３) カラオケ等　　（健康で生き生きとした生活を送れるための支援事業）　４．栄養士、調理師等の指導による栄養バランスの摂れた食事提供。【老人ふれあい事業】　１．老人ふれあい事業を計画的に実施する。　　(１) こども園園児との交流会　　(２) 児童館児童とのスポーツ交流会 |
| 基本方針 | 目標 | 実施内容 |
| ３ 受託業務等の的確効率的な実施 | (１) 介護予防・生きがい活動の推進 | 【自立支援ホームヘルプサービス事業】　１．家事援助を兼ね安否確認等を実施し、一人暮らし高齢者の老後の生活の安定を図る。 |
| (２) 地域福祉活動事業の推進 | (１) 配食サービス事業による町内及びいわき市内の要援護高齢者宅へ定期的に訪問し安否確認の実施、また栄養バランスの摂れた食事を提供する。(２) 外出支援サービス事業による町内の要援護高齢者宅へ訪問し、町内等公共機関及び医療機関への送迎サービスをする。(３) 軽度生活援助サービス事業による町内要援護高齢者宅へ訪問し、軽易な日常生活上必要な作業の援護をし、高齢者等の日常生活の軽減を図る。(４) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業による町内の寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、身体障害者等に寝具類の洗濯消毒サービスを提供し、快適な生活の支援をする。 |
| (３) 老人クラブ連合会への支援及び協力 | (１) 諸業務を的確に処理し、連合会の円滑な業務の運営に寄与する。(２) スポーツ大会等各種大会に対し、積極的に協力・支援を実施する。(３) 各単位クラブの実施するレクリエーション活動等に対し協力を図る。(４) 活動別リーダーの育成(５) 新会員加入促進のための新規事業の展開（若手委員会の設置等） |
| (４) 福祉センター及び広桜荘の適正な維持管理 | (１) 施設等の適切な維持管理に努める。(２) トレーニング室の有効活用を図るとともに、機器類の補充及び点検整備を実施する。(３) 施設利用者の促進に努める。(４) 花壇、庭園等施設周辺の美化に努める。 |
| (５)避難町民及び帰還町民への支援 |  (１)生活支援相談員事業 |
| 基本方針 | 目標 | 実施内容 |
| ４ ボランティア活動の推進 | (１) ボランティア活動の推進 | (１) ボランティア組織の強化。(２) ボランティア活動に関する相談、登録・斡旋(３) ボランティア入門講座・研修会開催（サマーショトボランティア等）(４) ボランティア情報誌の発行。(５)広野町の復興に関するボランティア事業の推進(６) 下記団体、個人等の活動を支援する。　１．日赤奉仕団による奉仕作業　　老人福祉センターの環境美化奉仕　２．理容ボランティア　３．その他のボランティア　　・カーネーション（高野病院での活動）　　・オリーブ等 |
| ５ 共同募金運動等の充実強化 | (１) 共同募金及び歳末たすけあい募金の実施 | (１) 募金に対する理解を深めて頂くための広報活動を実施する。(２) 広報誌を活用した募金活動の実施(３) 役場、学校関係における募金活動の実施(４) 災害等における各種義援金の周知及び募集(５) 各種イベント時における街頭募金の実施 |